

令和6年度 第3回多治見市学校給食運営委員会 会議録

○日時 令和7年3月5日（水） 14:00～15:00
○場所 多治見市食育センター 2階研修室
○委員出欠席 出席委員／9名
柴田委員、城處委員、若尾（敏）委員、加藤委員、
横山委員、田宮委員、水田委員、國生委員、菅原委員
事務局出席者／6名
教育長、副教育長、食育推進課長、食育推進課職員4名
欠席委員／4名 林委員、前川委員、若尾（和）委員、小栗委員

○会議次第

1. 開会のことば
2. 教育長あいさつ
3. 議事

議第1号 学校給食費の改定（値上げ）について
議第2号 令和7年度多治見市学校給食会計予算
議第3号 債権の放棄について

4. その他

- （1）学校給食費滞納整理取組報告
- （2）児童手当からの学校給食費等の天引きについて
- （3）給食物資価格高騰に伴う公費負担について
- （4）令和7年度多治見市学校給食物資納入業者について

（食育推進課長）

ただいまから令和6年度第3回多治見市学校給食運営委員会を開会する。

（教育長）

本日の議題は3つに分かれているが、相互性を持っている。各議題については、委員の皆様から忌憚なく意見を伺いたい。特に学校給食費の値上げについては、昨今の食材費等の高騰、特に精米価格の高騰分について金額の目途がある程度ついたため、令和7年4月からの値上げ額について、あらためてお諮りする。正直なところ、提示させていただく値上げ額でも厳しい状況が懸念されるが、値上げ後も今までどおりの質を保ちつつ、工夫しながら給食を提供していきたいところである。

（食育推進課長）

それでは、これ以降、若尾会長に議事進行を願う。

（会長）

これより、議事に入る。今回の議事録の署名委員として、國生和代委員及び菅原康木委員を指名させていただく。後日会議録への署名をお願いする。

また、多治見市情報公開条例第23条の規定により、本運営委員会の会議は公開とさせていただく。それでは、この委員会の成立について、事務局担当から報告する。

（事務局）

本日の会議は、全委員数13名、出席委員9名で過半数に達している。よって、多治見市学校給食運営委員会条例第6条第2項の規定により、委員会が成立したことを報告する。

(会長)

それでは、議案に移る。議第1号 学校給食費の改定（値上げ）について、事務局から説明願う。

(事務局)

資料に沿って説明。

【概要】

令和7年4月からの給食費は、幼稚園280円、小学校315円、中学校360円とする。

また、市の物価高騰対策の一環として、幼稚園は1食当たり10円、小中学校は1食当たり15円を補助することで保護者の負担軽減を図る。

(会長)

ただいまの内容について、質問・意見はないか。

(委員)

今回の値上げでは、1食当たり幼稚園は10円、小中学校は15円を補助する予定とのことだが、今後補助がなくなった場合について、どのように保護者に説明するのか。

また、物価の高騰が落ち着いてきた場合は、値下げもあり得るのか。

(教育長)

基本的には、物資価格が上がれば値上げを、価格が下がれば値下げを検討していくべきだと考えている。

また、物価高騰対策の補助については永続的なものではないため、補助がなくなった場合、保護者に給食費全額を負担していただくことになるが、その場合は事前説明を丁寧におこなっていききたい。なお、令和7年度の物価高騰分の補助については、国の地方創生臨時交付金を活用する予定であり、国から内示を受けている。

一方補助ではないが、国による小学校給食費無償化の動きもあるため、今後も国の動向に注視していく。

(委員)

仮に、国が学校給食費の無償化を実施した場合、無償化を一般財源で対応できるような市町村には国の補助はないという対応を懸念している。

(教育長)

すでに幾つかの市町村では給食費無償化が進んでいるが、現に無償化できている市町村へ補助しないという観点は、国庫財源を活用する際の公平性に欠ける。給食費の無償化に対する補助は一律にしてもらおうよう、国に要望していきたいところ。

(委員)

給食費値上げに対する補助は、園児・児童生徒のみで、教員は対象とならないか。

(教育長)

補助は税金を使うため、子どものみを対象とする。

(教育長)

今回の値上げで、当市は県内で上位に入る。しかし、昨今の物価高騰により、今後他の市町村も値上げの動きがあるかもしれない。県内の動向にも注視する。

(委員)

いったん値上げをした場合、なかなか下げづらいのが現状であると考える。

(委員)

給食で使う精米はどのように購入しているのか。

(事務局)

主に岐阜県学校給食会で一括購入しており、幼稚園の分は農協から今年度を購入している。また、精米を購入するのではなく、炊いた状態のお米を炊飯センターから購入する場合もある。全ての精米を一か所の業者で賄うことが難しいため、複数の業者から購

入しているのが現状。

(委員)

給食物資納入業者の新規開拓はおこなっているか。

(事務局)

給食用物資の納入業者は、3年ごとに入札の参加資格を申請していただいている。申請については、市のホームページなどで一般公開しているため、誰でも申し込み可能だが、審査後に合格した納入業者に3年間登録いただいている。

(会長)

それでは、お諮りする。

議第1号 学校給食費の改定（値上げ）について、原案のとおり可決してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

異議なしと認める。議第1号は原案のとおり可決された。

(会長)

議第2号 令和7年度多治見市学校給食会計予算について、事務局から説明願う。

(事務局)

令和7年度多治見市学校給食会計予算について 説明

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(会長)

質問がないようなので、お諮りする。

議第2号 令和7年度多治見市学校給食会計予算について、原案のとおり可決することに異議はないか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。よって、議第2号は原案のとおり可決された。

(会長)

続いて、議第3号 債権の放棄について、事務局から説明願う。

(事務局)

債権の放棄について説明。

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(教育長)

補足説明をさせていただきたい。滞納からかなり年数が経過している滞納分については、仮に法的措置等の強制手段を取ったとしても、時効の援用をされた場合の対応が難しいという懸念があったが、近年分の滞納については、給食費を納付している保護者間の公平性を保つためにも、法的措置等をおこなっていく所存である。住所不明や生保受給者等のやむを得ない事情を除き、債権放棄の件数は減っていく見込みである。

(委員)

給食費の滞納がある家庭をどのように把握しているか。

(事務局)

年度末に各学校から報告を受けて把握している。過年度の滞納分については、基本的に食育推進課で対応しているが、学校によって在籍期間中は滞納分の徴収に引き続きご協力いただいている場合もある。

(会長)

他に質問がないようなので、お諮りする。

議第3号 債権の放棄について、原案のとおり可決することに異議はないか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。よって、議第3号は原案のとおり可決された。

続いて、議事次第、「その他」について事務局から説明願う。

(事務局)

その他

学校給食費滞納整理取組報告について説明

説明概要

令和5年度決算時の滞納額は71世帯、3,422,300円。令和6年度は、督促状、催告書を送付。

児童手当からの学校給食費等の天引きについて説明

説明概要

申出のあった保護者について、学校給食費、学習費、旅行積立金に充当するため、令和6年6月・10月・12月、令和7年2月の児童手当からの天引きを実施。

給食物資価格高騰に伴う公費負担について説明

説明概要

令和6年4月～10月までの不足額20,120,803円、8月・10月・1月に市から学校給食会計へ入金。

令和7年度多治見市学校給食物資納入業者について説明

説明概要

令和7年度の物資納入業者を報告。

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(委員)

納入業者が突然倒産してしまうなど物資が提供できなくなった場合、どのように対応しているか。

(事務局)

納入業者は品目ごとに複数の業者に登録していただいているため、仮に1社が対応できなくなっても、他の業者で補填できるような体制を取っている。また、一方で新規の納入業者を探すことにも努めている。

(教育長)

野菜や精肉等は複数の業者があるが、牛乳やパン、ソフト麺などは納入できる業者が限られている。県内では、納入業者から物資が供給できなくなり、給食の提供に影響が出てしまったというケースがあるのが現状。

(委員)

納入業者が限られているのは、運送費等の経費が嵩むため遠方の地域には提供できないという理由もあると考える。遠方から物資の供給を受けるのは難しくなってくるのでは。

(教育長)

今後難しくなってくることは否定できないが、できる範囲で納入業者に対応してもらいたいと思っている。

(会長)

今年度最後の運営委員会なので、他にご意見等があればお伺いする。

(委員)

小学校の子どもたちは給食をととても楽しみにしており、給食後のお昼休みになると、「校長先生、今日の給食美味しかった」と言ってくれる機会が多く、毎日美味しい給食を提供いただいていることに感謝している。特に揚げパンの給食は人気が高く、給食を食べたいから休まないように登校する児童もいるほど。一方で、好き嫌いのある児童もいるため、今後も職員間で引き続き対応していきたい。

また、この会議以外にも、給食づくりにはたくさんの方々にご尽力いただいていることにも感謝している。野菜が苦手な児童のために動画を送る、イチゴジャムが出たときには、作る過程の動画を送るなど、大変丁寧に食育をおこなっていただいていると感じている。

(会長)

以上をもって、令和6年度第3回学校給食運営委員会を終了する。

上記会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

委員 國生和代

委員 菅原康木